

マネジメントシステム認証機関
に対する認定の補足基準
－航空宇宙品質マネジメントシステム－

JAB MS101-2010

制定日：2010年07月01日

公益財団法人日本適合性認定協会

序文

この基準は、JIS Q 9100 航空宇宙品質マネジメントシステムの審査及び認証を行うマネジメントシステム認証機関に対する固有の要求事項を規定するために、2007年に発行された SJAC9010C 及び SJAC9011B を基に技術的内容を変更することなく、かつ、JAB MS100(JIS Q 17021)の構成に従って作成したものである。

IAQG(International Aerospace Quality Group)は、その活動において、国際的に一致する航空宇宙品質マネジメントシステム規格(AS 9100、EN 9100、JIS Q 9100)を制定し、また、この航空宇宙品質マネジメントシステム規格に基づいたマネジメントシステムを審査、認証するための要求事項、並びに当該審査、認証制度を管理するための要求事項を規定する“IAQG Procedure 9104: Requirements for Aerospace Quality Management System Certification / Registration Programs”を制定した。

SJAC9010C 及び SJAC9011B は、IAQG Procedure 9104 の基本的要求事項に、日本の航空宇宙産業において必要な内容を付加して日本航空宇宙工業会が作成、発行した規格であり、IAQGによって他のIAQGセクターが発行した同種規格との同等性が確認されたものである。

1. 適用範囲

この基準は、JIS Q 9100:2009「品質マネジメントシステム—航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項」に基づくマネジメントシステムの審査及び認証の能力、一貫性及び公平性、並びにこれらの審査及び認証を行う第三者適合性評価機関(以下、認証機関という)に対する原則及び要求事項を規定する。

この基準は、公益財団法人 日本適合性認定協会(以下、本協会という)が認証機関を審査し認定するために使用する。

備考：この基準は、JAB MS100との関係において、JIS Q 17011の7.1.2 b)で規定されている航空、宇宙及び防衛に係る認定分野に特有の「認定の要求事項を記載した文書」にあたる。

2. 引用規格及び関連文書

この項に掲げる規格及び文書のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む)には適用しない。西暦年の付記のない引用規格又は文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト(www.jab.or.jp)で閲覧及びダウンロード可能。

2.1 引用規格

次に掲げる規格又は文書は、この基準に引用されることによって、この基準の規定の一部を構成する。

JIS Q 9000:2006 品質マネジメントシステム—基本及び用語

JIS Q 9001:2000 品質マネジメントシステム—要求事項

JIS Q 9001:2008	品質マネジメントシステム－要求事項
JIS Q 9100:2009	品質マネジメントシステム－航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項
JIS Q 17000:2005	適合性評価－用語及び一般原則
JIS Q 17011:2005	適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項
JIS Q 19011:2003	品質及び／又は環境マネジメントシステム監査のための指針
SJAC 9010C-2007	JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認定・審査登録に対する要求事項
SJAC 9011B-2007	航空宇宙審査員研修コースの開発、実施及び管理に関する要求事項
SJAC 9101D-2010	品質マネジメントシステム 航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する審査要求事項
SJAC 9102	航空宇宙 初回製品検査要求事項
SJAC 9103	航空宇宙 キー特性管理
IAQG 補足規定 001	9100/9110/9120:2009 移行に関する規定
JAB MS100	マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準
JAB MS301	「マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」についての指針－サンプリングに基づく多数サイトの認証－
JAB MS302	「マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」についての指針－認定されたマネジメントシステム認証の移転－
JAB MS303	「マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」についての指針－先進的サーベイランス・再認証手順－
JAB MS304	「マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」についての指針－認定されたマネジメントシステム認証のためのコンピュータを使った審査技法 ("CAAT")－
JAB MS305	「マネジメントシステム認証機関に対する認定の基準」についての指針－QMS 及び EMS 審査の工数－
JAB N410	認定シンボル使用規則

備考: この基準の 3 以降の本文に対応する SJAC9010 及び SJAC9011 の条項番号、並びに JRMC が発行する SJAC 規格内容の変更に関する文書番号は、【 】で囲んで表示している。

2.2 関連文書

JAB MS200 マネジメントシステム認証機関に対する認定の手順

3. 用語及び定義

この基準で用いる主な用語の定義は、JAB MS 100、JIS Q 9000、JIS Q 9001、JIS Q

9100、JIS Q 17000 及び JIS Q 17011 によるほか、次による。

3.1 IAQG（国際航空宇宙品質グループ）

航空宇宙プライム企業で構成する団体であり、航空宇宙製品の品質改善、コスト削減のために、航空宇宙産業界に共通の要求事項を作成することを目的としたグループである。【SJAC 9010 3.1】

3.2 IAQG セクター（又は、単にセクター）

IAQG を構成する、アメリカ、ヨーロッパ及びアジア・パシフィックのそれぞれの地域組織である。アジア・パシフィックにおける IAQG セクターは、APAQG(Asia Pacific Aerospace Quality Group)(アジア・パシフィック航空宇宙品質グループ)である。【SJAC 9010 3.13】

3.3 JAQG（航空宇宙品質センター）

IAQG の品質保証に関する制度などに対し、わが国航空宇宙産業界の要求を反映するとともに、国内において JIS Q 9100 の認証制度の確立、運用の監督及び品質保証制度全般の標準化の促進を図り、もってわが国航空宇宙産業界の品質の向上、業務の効率化及びコストの引き下げを図ることを目的としたグループで、社団法人日本航空宇宙工業会(SJAC)内に設置されている。JAQG 事務局は、SJAC9010 に基づき IAQG-OASIS への認証に関する情報の登録を行う。【SJAC 9010 3.2】

3.4 日本航空宇宙工業会（SJAC: The Society of Japanese Aerospace Companies）

航空宇宙機器の生産の振興と貿易の拡大を通じて日本の航空宇宙工業の健全な発展を図り、産業の高度化と国民生活の向上に寄与することを目的として、航空宇宙機器の製造事業又は修理事業を営む法人又は個人並びにこれらの者及び SJAC の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものから構成される社団法人である。【SJAC 9010 3.18】

3.5 航空宇宙

航空宇宙輸送手段、エンジン、付属品及び構成部品の設計、製造、整備、販売及び支援事業、並びに航空宇宙輸送手段の運転を含むすべての付帯及び関連事業である。【SJAC 9010 3.3】

3.6 航空宇宙製品

航空機、回転翼機、誘導武器、宇宙船、その他空中を移動するため又は重力圏内外を移動するために設計された製品、地球大気圏外を移動するために設計された製品、又、それらの製品に組み込まれるエンジン、主要な装備品／部品、機器、使用される材料のような主要構成品である。【SJAC 9010 3.4】

3.7 航空宇宙審査員

この基準の附属書 A A1 の要求事項を満たす JIS Q 9100 航空宇宙審査員又は、他の IAQG セクターの承認を有する、JIS Q 9100 航空宇宙審査員と同等資格の審査員である。【SJAC 9010 3.5】

3.8 航空宇宙産業経験審査員

この基準の附属書 A A2 の要求事項を満たす JIS Q 9100 航空宇宙産業経験審査員又は、他の IAQG セクターの承認を有する、JIS Q 9100 航空宇宙産業経験審査員と同等資格の審査員である。【SJAC 9010 3.6】

3.9 IAQG OPMT (Other Party Management Team)

航空宇宙品質マネジメントシステムの認証制度の維持管理を行うため、IAQG 内に設立した委員会組織で、各セクターの IAQG メンバー代表 3 名と関係機関の代表者から構成される。また、各セクターの活動が、航空宇宙品質マネジメントシステムの認証基準 (9104 等) に合致していることを相互に監視する機能ももつ。【SJAC 9010 3.14】

3.10 APAQG-RMC

APAQG 内に設立を予定しているアジアパシフィックセクターの航空宇宙品質マネジメントシステム規格の認証制度を管理する委員会組織である。APAQG-RMC の設立後は、JRMC は、APAQG-RMC が監視する日本の航空宇宙審査登録委員会となる。

備考：APAQG-RMC は仮称であるため、正式名称と異なる場合は、正式名称が優先となる。【SJAC 9010 3.17】

3.11 航空宇宙審査登録管理委員会 (JRMC)

JAQG 幹事会により指名されたメンバー(3名以上)から構成される JAQG 内の委員会である。詳細は、SJAC 9010 の付帯文書 A による。【SJAC 9010 3.7】

3.12 審査員認証機関

この基準における“審査員認証機関”とは、SJAC9010 及び国際規格等に基づき、品質マネジメントシステム審査員の認証を行う要員認証機関である。【SJAC 9010 3.9】

3.13 研修提供者

この基準における“研修提供者”とは、SJAC9010 及び SJAC9011 に基づき、研修提供者承認機関が承認した研修コースを提供する機関である。【SJAC 9010 3.11】

3.14 研修提供者承認機関

この基準における“研修提供者承認機関”とは、SJAC9010 及び SJAC9011 に基づき、研修提供者が提供する研修コースを承認する機関である。

備考：審査員認証機関が研修提供者承認機関を兼ねる場合がある。【SJAC 9010 3.12】

3.15 不適合

一つ又は複数の JIS Q 9100 品質マネジメントシステム要求事項が欠けている、又は、実施及び維持されていないこと。あるいは、入手できる客観的証拠に基づいた、組織が供給している製品の品質に関して重大な疑いを生ずる状況をいう。不適合は、次の定義に従って分類される。【JRMC 10-010】

[重大な不適合 (Major Nonconformity)]

要求事項を満たしていないことが、品質マネジメントシステム上の欠陥につながる、若しくは管理されたプロセス又は適合した製品を保証する能力を低下させる場合。重大な不適合は、次のうち 1 つ又はそれ以上の状態に該当することがあり得る：

- 製品、又はサービスの完全性に対して悪影響を及ぼすと判定される不適合
- JIS Q 9100 規格の要求事項、組織の手順、又は顧客の品質マネジメントシステム要求事項を満たすシステムの欠如又は完全な崩壊
- 不適合製品の出荷という結果になり得る不適合
- 使用目的に対する、製品又はサービスの有用性が失われる又は減少する結果になり得る状態

[軽微な不適合 (Minor Nonconformity)]

要求事項を満たしていないことが、品質マネジメントシステム上の欠陥に繋がらない、若しくは管理されたプロセス又は適合した製品を保証する能力を低下させないような場合。軽微な不適合は、次のうち 1 つ又はそれ以上の状態に該当することがあり得る：

- JIS Q 9100 規格の要求事項、又は顧客の品質マネジメントシステム要求事項を満たすシステムの、単純な欠陥又は過失
- 組織の品質マネジメントシステムに関連する手順を満たすシステムの、単純な欠陥又は過失

備考 1：1 つの要求事項に対する複数の軽微な不適合（例えば、異なるサイト間又は、1 つのサイト内の他課／他部門／他プロセスで起こる類似の不適合）は、システムの完全な崩壊を示すことになり得るため、重大な不適合として扱うことができる。

備考 2：上記の不適合の定義に相当するすべての審査所見(例えばコメント、観察事

項)は、重大、軽微に分類され、この基準の要求に従って取り扱われる。

3.16 IAQG-OASIS (Online Aerospace Supplier Information System)

IAQG の合意に基づき、航空宇宙品質マネジメントシステム規格に対して、品質マネジメントシステム認証機関が実施した組織の認証に関するデータを、電子的な方法を通して世界で一元的に把握し閲覧可能にするために、IAQG が開発し、構築したデータベースである。【SJAC 9010 3.16】

4. 原則

この基準で用いる原則は、JAB MS100 による。

5. 一般要求事項

- 5.1 この基準に基づき航空宇宙品質マネジメントシステムに係る認定を希望する認証機関は、本協会のJIS Q 9001 品質マネジメントシステムに係る認定を受け、少なくとも1年以上の認証活動の実績がなければならない。【SJAC 9010 6.1】

備考：この場合の経済活動に係る認定範囲は、「21 航空宇宙産業」である必要はない。

- 5.2 認証機関は、JAB MS100に規定する要求事項に加え、この基準及びSJAC 9101に規定する要求事項に従わなければならない。【SJAC 9010 6.1、JRM C 10-010】

- 5.3 認証機関は、管理(マネジメント)事務所ごとに認定を受けなければならない。認証機関の管理(マネジメント)事務所は、この基準の要求に従い、JIS Q 9100に対応した審査及び認証管理プログラムを確立しなければならない。【SJAC 9010 6.2】 JIS Q 9100 審査及び認証管理プログラムのうち、少なくとも次の活動は、管理(マネジメント)事務所が直接管理しなければならない。

- a) 認証活動に関与する要員の管理(審査員及びその他の要員の初回資格付与、教育・訓練、及び継続的な監視等)
- b) 審査業務の管理(申請内容の確認、審査業務の割当て、及び最終報告書の内容確認等)
- c) 認証に関する決定

- 5.4 認証機関は、自身の公平性に脅威となる関係をもつコンサルティング機関が過去2年以内にマネジメントシステムに関するコンサルティング、内部監査又は研修を行った組織に対してJIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認証を行ってはならない。また、このような関係において利害抵触の可能性がある場合は、認証プロセスの実施に入る前に本協会及びJRM Cに通知しなければならない。【SJAC 9010 6.3 h】

6. 組織運営機構に対する要求事項

組織運営機構に対する要求事項は、JAB MS100 による。

7. 資源に対する要求事項

7.1 経営層及び要員の力量

認証機関は、トップマネジメント又は公平性委員会に航空宇宙の経験と知識をもつ要員を含め、その証拠を維持しなければならない。【SJAC 9010 6.3】

7.2 認証活動に関与する要員

7.2.1 認証機関は、附属書A A1及びA2に規定する力量をもつ審査員、及び必要な技術専門家を確保していなければならない。【SJAC 9010 6.3】

認証機関は、この基準の 9.1.2 d)に従って技術専門家を採用する場合には、技術専門家の指名及び技術的知識の継続的な確認についての詳細手順を定めなければならない。【SJAC 9010 8.1.3】

7.2.2 認証機関は、航空宇宙審査員及び航空宇宙産業経験審査員の教育プログラムを文書化するとともに、本協会による認定審査において確認を受けなければならない。教育プログラムには少なくとも以下の項目に関する最新の情報を含まなければならない。【SJAC 9010 6.3 b、JPMC 10-010】

- a) JIS Q 9100 (品質マネジメントシステム—航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項)
- b) SJAC9101 (品質マネジメントシステム 航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する審査要求事項) 又は同等の内容のもの
- c) SJAC9010 (JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認定・認証に対する要求事項)
- d) SJAC9011 (航空宇宙審査員研修コースの開発、実施及び管理に関する要求事項)
- e) 不適合報告書の利用
- f) 航空法 (国土交通省)
- g) 航空機製造事業法 (経済産業省)
- h) その他(検証審査の結果による追加の教育及び/又は実務研修)(附属書 A A2.2 参照)

7.2.3 認証機関は、認証に関する決定の機能に、航空宇宙産業の経験及び知識のある要員を含んでいなければならない。【SJAC 9010 6.3 a】

7.2.4 認証機関は、審査員に対する文書化された監視の手順に、少なくとも附属書A A3に規定する内容を含めなければならない。【SJAC 9010 7.3】

8. 情報に関する要求事項

8.1 認証機関は、JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認証文書に、JAB MS100 8.2. に規定する事項に加えて、以下の事項を記載しなければならない。【SJAC 9010 8.6、JRMC 09-015改訂A】

- a) 当該組織の品質マネジメントシステムは、JIS Q 9001:2008(ISO 9001:2008) 及び／又はJIS Q 9100 (該当する版を含む)の要求に適合していること。
- b) 審査は、JAB MS101(SJAC9104 pre 及び SJAC9010 の引用を含む)の適用した版の要求事項に従い実施されたこと。
- c) 最大3年間とする、認証文書の有効期限日
- d) 認証機関は、JAB MS101 (SJAC9010 の引用を含む)の適用した版に基づき、本協会から認定を受けていること。

備考1：本項は、定形文の要求を意図していない。認証機関は、認証文書に本項に要求する項目を含む記述等を設定すればよい。

備考2：必要に応じて二種類の認証文書を使用（例：一つは JIS Q 9001 に係る認証文書、一つは JIS Q 9100 に係る認証文書として発行）してもよい。

8.2 認証機関は、JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認証文書に、JAB N410 の規定に従い、本協会の認定シンボルを表示しなければならない。【SJAC 9010 8.6】

8.3 認証機関は、JAB MS100及びこの基準に従い、組織のJIS Q 9100マネジメントシステムの認証の授与、維持、拡大及び縮小、並びに組織の認証範囲の一部又は全部の一時停止又は取消しに関する条件及び手順を規定するとともに、JIS Q 9100マネジメントシステム審査を実施するための具体的な手順、方法、審査技術を自己の審査システムの中に持ち文書化しなければならない。【SJAC 9010 6.3 e】

9. プロセス要求事項

9.1 一般要求事項

9.1.1 本協会が認定した認証機関の管理(マネジメントシステム)事務所は、他国において審査を行う場合には、当該管理(マネジメントシステム)事務所が審査を管理し、認証に関する決定をしなければならない。また、他国において審査を行う際、その国の航空宇宙に関する法規制を考慮しなければならない。【SJAC 9010 6.3 d】

9.1.2 航空宇宙審査チームの選定

- a) 審査チームの全ての審査員は、附属書 A A1 及び A2 の要求を満足し、本協会認定の、又は JRMC により承認された審査員認証機関に認証された、JIS Q 9100 航空宇宙審査員又は JIS Q 9100 航空宇宙産業経験審査員であるか、若しくは他セクターの資格承認を有する、AS9100、EN9100(JIS Q 9100 と同等規格)航空宇宙審査員又は航空宇宙産業経験審査員でなければならない。なお、審査チームの全ての審査員は、JIS Q 9100:2009 の審査の実施に先立ち、IAQG

補足規定 001 に定められた IAQG 認可研修コースを成功裏に修了し、資格承認を有していなければならない。【SJAC 9010 8.1.1、JPMC 09-011、JPMC 10-010】

- b) 認証機関は、他の IAQG セクターの資格承認を有する、AS9100、EN9100(JIS Q 9100 と同等規格)航空宇宙審査員又は航空宇宙産業経験審査員を使用する場合は、この基準の 7.2.2 に基づき、審査に入る前に JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの審査を実施するために必要な研修を実施しなければならない。

【SJAC 9010 6.3 c】

- c) 審査チームリーダーは、JIS Q 19011 に準拠し、認証機関により評価された審査員であり、かつ、前 a)及び b)に規定する航空宇宙産業経験審査員でなければならない。【SJAC 9010 8.1.2】

- d) 審査チームは、附属書 A A2.1 に示されている品質マネジメントシステムの要素のうち、審査対象組織の審査に必要なすべての要素に関わる専門的知識を有していなければならない。審査チームには、審査対象となる組織の製品及び製品に関連する活動について審査に必要な専門知識のある審査員を含まなければならない(ただし、審査員でない技術専門家がこの役割を果たしてもよい)。製品に関する固有の要求事項については、審査員に代わって技術専門家を選任して、追加要員としてチームメンバーに加えてもよい。また、認証機関は、外部(例えば業界あるいは専門機関)に支援を求めてもよい。【SJAC 9010 8.1.3】

9.1.3 認証機関は、JIS Q 9100 マネジメントシステム審査において最小の審査工数を設定していなければならない。これは、初回審査、サーベイランス審査、再認証審査及び認証範囲の拡大審査ごとに、また審査を受ける組織の規模に応じて適切なものでなければならない。【SJAC 9010 8.2.1】

9.1.4 最小の審査工数は、JAB MS305に基づき設定した基準工数に、次の表の工数を追加して設定しなければならない。【SJAC 9010 8.2.2】

認証を受けた組織 従業員数	初回・再認証審査 合計追加数 (審査員:人・日数)	サーベイランス 訪問ごとに (審査員:人・日数)
5-100	+1.5	+1.0
101-1000	+2.0	+1.5
> 1000	+3.0	+2.0

組織の規模と製品の違いにより、これ以上の工数で審査を行ってもよいが、JAB MS305 に従うほか、受審組織と認証機関の間で合意しなければならない。

9.1.5 多数サイト組織に対する審査の頻度(訪問の頻度)は、次によらなければならない。認証機関は、JAB MS301 で規定されている多数サイトサンプリングを JIS Q 9100 認証のために適用してはならない。【JPMC 10-010】

a) 初回認証審査

単一の認証に対する多数サイト組織の審査は、初回認証を授与する前に、適用可能なJIS Q 9100規格要求事項の全要素に対して、各々のサイトを審査することによって行われなければならない。

b) サーベイランス審査

サーベイランス審査について、認証機関の審査プログラムは、各々のサイトに対して適用可能なJIS Q 9100規格の条項について、認証有効期間で行われるサーベイランス審査で少なくとも1回、審査されることを確実にしなければならない。加えて、本部又は主たる事務所は、毎年、審査されなければならない。

c) 再認証審査

再認証審査について、認証機関の審査プログラムは、各々のサイトが、各サイト及び本部又は主たる事務所に対して適用可能なJIS Q 9100規格の条項について審査されることを確実にしなければならない。

9.1.6 認証機関は、チームリーダーに、チームの全員に対して審査に影響を及ぼす可能性のあるこの基準の要求事項を確実に認識させること、及び航空宇宙産業経験審査員に、審査チーム員に対して審査全体を通して航空宇宙要求事項及び、必要により、指摘した重要な問題の解釈について説明することを要求しなければならない。【SJAC 9010 8.1.2】

9.1.7 審査チームは、審査において発見した不適合はすべて記録しなければならない。チームリーダーは、3.15の定義に従って不適合を‘重大’、‘軽微’に分けなければならない。【SJAC 9010 8.3】

9.1.8 審査報告

a) 審査チームリーダーは最小限、SJAC9101「品質マネジメントシステム航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する審査要求事項」で要求されている項目を網羅した、JIS Q 9100 要求事項に対する適合性及び有効性に関する審査結果を組織に報告しなければならない。【SJAC 9010 8.4.1】

b) チームリーダーは、サーベイランス及び再認証審査において指摘した不適合が当該組織の認証維持にどの程度影響するかについて組織に説明しなければならない。

認証機関は、認証の取消し、一時停止又は認証範囲の縮小につながる可能性がある場合は、その処置について当該組織に通知しなければならない。認証機関は、認証の取消し、一時停止又は認証範囲の縮小の処置結果について組織から異議申立てがある場合には、自身の異議申立て手順に従って処理しなければならない。【SJAC 9010 8.4.1】

c) JIS Q 9100 審査結果は、SJAC 9101 に基づき文書化されなければならない。

この文書化は、電子媒体を使用してもよい。【SJAC 9010 8.4.1】

- d) 認証機関は、審査を受ける組織が、その顧客と結果を共有するために、審査結果（チェックリスト、指摘事項、補助文書、その他通知書）に関するすべての報告書の写しを当日、又は後日送付し、その組織に残さなければならない。

【SJAC 9010 8.4.2】

- 9.1.9 初回審査、再認証審査及び拡大審査、その他品質マネジメントシステムの変更に
関わる審査において、認証機関は、すべての重大及び軽微な不適合について、根
本原因の分析が行われ、是正処置を設定し、それが正しく処置されていることを
確認しない限り、JIS Q 9100、またはJIS Q 9100とJIS Q 9001:2008 (ISO
9001:2008) を複合した認証文書を発行、または更新してはならない。【SJAC 9010
8.3、JPMC 09-015改訂A】

9.2 初回審査及び認証

JIS Q 9001品質マネジメントシステム認証組織に対するJIS Q 9100への移行のた
めの審査は、SJAC 9101を使用したJIS Q 9100の全ての要求事項に対する審査でな
なければならない。【SJAC 9010 8.2.4】

9.3 サーベイランス活動

認証機関は、JAB MS100 及びこの基準の規定に基づいてサーベイランス審査を計
画し実施しなければならない。【SJAC 9010 8.5】

9.4 再認証

認証機関は、JAB MS100 及びこの基準の規定に基づいて再認証審査を計画し実施
しなければならない。【SJAC 9010 8.5】

9.5 特別審査

認証機関は、認証を行っている組織の顧客(IAQGメンバー会社又は他の顧客)から、
当該組織のJIS Q 9100 品質マネジメントシステム上の問題について苦情を受け、
又は情報の提供を受けた場合は、自身の手順に従って臨時に審査を行うかどうかを
決定しなければならない。【SJAC 9010 6.3 j】

- 9.6 認証機関は、JAB MS303で規定されているASRP及びJAB MS304で規定されてい
るCAATをJIS Q 9100認証のために適用してはならない。また、認証機関は、JIS Q
9100認証の移転のため、JAB MS100及びこの基準のほか、JAB MS302を適用しな
なければならない。【JPMC 10-010】

10. 認証機関に対するマネジメントシステム要求事項

認証機関に対するマネジメントシステム要求事項は、JAB MS100 による。

1 1. JRMC の監視活動に関連する認証機関の権利と義務

JRMC の監視活動に関連する機関の権利と義務は、次の権利を有し、義務を負うものとする。

- a) 認証機関は、JAQG 事務局を通じ、JRMC で検討するべく、議題を提案することができる。提案した議題は、JRMC メンバー1名の同意があれば JRMC 会議が開催され、審議される。認証機関は、JRMC メンバー1名の紹介と議長の承認があれば、当該会議に参加することができる。【SJAC 9010 14.1 付帯文書 A 2.4.】
- b) 認証機関は、前 a) または JRMC の求めに応じて、SJAC9010 に基づく JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの認証制度の見直しや問題点等を審議する JRMC(拡大) 会議に参加することができる。ただし、助言を与える立場で出席し、投票権はもたない。【SJAC 9010 14.1 付帯文書 A 2.5.】
- c) 認証機関は、本協会の認定プロセスの有効性を確認するため、JRMC が本協会の行う初回審査、サーベイランス現地審査及び更新審査（事務所審査及び組織審査立会を含む）に立ち会うことを受け入れなければならない。認証機関は、本手順に関わる組織との取り決めを事前にもたなければならない。【SJAC 9010 5.9、付帯文書 C7.2】
- d) 認証機関は、JRMC が認証機関の審査プロセスの有効性を確認するため、JRMC 単独、又は本協会の認定審査と合同で行うサーベイランス現地審査及び更新審査（事務所審査及び組織審査立会を含む）を受け入れなければならない。認証機関は、本手順に関わる組織との取り決めを事前に持たなければならない。【SJAC 9010 6.3 g 付帯文書 C 7.3】
- e) 認証機関は、審査プロセスを確認するため、本協会以外に、法規制当局、顧客代表者、又は JRMC が、認証機関の行う JIS Q 9100 品質マネジメントシステム審査にオブザーバーとして参加を申し出た場合は受け入れに同意しなければならない。認証機関は、本手順に関わる組織との取り決めを事前に持たなければならない。オブザーバーによって見出された項目について、それを審査所見として報告書に含めるかどうかの判断は審査チームリーダーがもつ。【SJAC 9010 8.1.4】
- f) 認証機関は、本協会が行った JIS Q 9100 品質マネジメントシステムに係る認定の授与(拡大)、一時停止及び取消し(縮小)に関する決定の結果を社団法人 日本航空宇宙工業会（以下、「SJAC」という）(JAQG 事務局)に提出し、SJAC(JAQG 事務局)が IAQG OASIS に登録することに同意しなければならない。【SJAC 9010 5.11】
- g) 認定された認証機関は、JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの審査結果（サーベイランス及び再認証審査を含む）を SJAC (JAQG 事務局)を通じて IAQG-OASIS に登録しなければならない。認定された認証機関は、IAQG-OASIS へ登録するために JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの審査結果の情報を認証文書の発行日、又は更新日から 30 日以内に SJAC(JAQG 事務局)に提出しなければならない。サーベイランス又は特別審査時は、審査のために訪問した最終日から 90 日以内に SJAC(JAQG 事務局)に提出しなければならない。情報には少なくとも、この基準の附属書 B に示した項目を含まなければならない。認定された認証機関は、SJAC (JAQG 事務局)との IAQG-OASIS 登録について、少なくとも次の事項を含む基本的

合意事項の取り決めを持たなければならない。

- ・ 提出した認証結果の機密保持に関する事項
- ・ 提出した認証結果の開示範囲に関する事項
- ・ 登録料の支払に関する事項

認証機関は、組織との IAQG-OASIS 登録について合意の取り決めを持たなければならない。【SJAC 9010 8.4.3、8.5、13、JRMC 10-002 改訂 A】

- h) 認定された認証機関は、組織の認証の取消し、又は前 g)による情報内容を変更した場合は、IAQG-OASIS のデータを変更するために、その都度、速やか(遅くとも 1 ヶ月以内)に SJAC(JAQG 事務局)に通知しなければならない。【SJAC 9010 6.3 i】
- i) 認証機関は、JIS Q 9100 品質マネジメントシステムに対する認証文書が正しい基準に基づいて発行されていることを確認するために、本協会以外に、IAQG OPMT、APAQG-RMC、JRMC 及び法的規制当局が、認証機関、本協会又は SJAC(JAQG 事務局)の事務所等において関係する文書、記録に対する閲覧権を行使することに同意しなければならない。認証機関は、組織と本閲覧権行使についての合意の取り決めを持たなければならない。尚、本協会が法規制当局より閲覧権行使の申し入れを受けた場合、本協会は認証機関に書面にて通知する。【SJAC 9010 6.3 f、12.0】
- j) 認証機関は、次の JIS Q 9100 に係る認証に関する苦情等処理の手順に従わなければならない。また、認証機関は、審査前に、この手順を組織に周知しなければならない。【SJAC 9010 11.】
- ・ 認証機関は、個人及び法人を問わず、審査を受けた組織とその顧客あるいは審査員申請者等から異議申立て、苦情及び紛争を受領した場合は、他の措置を取るよりも前に、認証機関により定められた異議申立て、苦情及び紛争の手順に従って処理しなければならない。
 - ・ 申立て者が、問題を当該認証機関とともに解決できない場合は、本協会に申し出ることができる。
 - ・ 本協会は、本問題の解決にあたり、必要がある場合は JRMC に照会する。
 - ・ SJAC9010 に関する問題解決の結論は、JRMC による決定が最終となる。
- k) 認証機関は、SJAC 9010 の適用又は実施に関するすべての問題について本協会に申し立てることができる。本協会は、問題の解決にあたり必要がある場合は、JRMC に照会する。SJAC9010 に関する問題の結論は、JRMC による決定が最終となる。【SJAC 9010 14.2】

備考：JRMCは、前j)及びk)の当該問題の解決にあたり、IAQGの他のセクターと調整を要する事項がある場合は、JRMCの決議の前にIAQG OPMTと調整する。

附属書 A

航空宇宙審査員の力量基準、評価及び監視

A1 JIS Q 9100 航空宇宙審査員

JIS Q 9100 航空宇宙審査員は、最小限、品質マネジメントシステム審査員に必要な JIS Q 19011(ISO19011)の教育、研修、実務及び審査経験を満たすとともに、以下を満足していなければならない。【SJAC 9010 7.1】

- a) JIS Q 9100 航空宇宙審査員は、過去 3 年間に JIS Q 9001:2000 (ISO 9001:2000) 又は JIS Q 9001:2008 (ISO 9001:2008) 規格の全要素をカバーした第三者若しくは第三者審査に少なくとも 4 回かつ最低 20 日間参加していること。全要素をカバーした審査とは適用除外のない審査をいう。なお、この 4 回のうち、2 回までは適用除外（例：7.3 設計・開発）があっても構わない。及び認証機関の審査プロセスに従って、審査できる能力を有していることを認証機関の審査部門管理者又は、同等の者により保証されていること。【SJAC 9010 7.1 a、JRMC 09-015 改訂 A、JRMC 10-002 改訂 A】

上記の審査部門管理者及び／又は同等の者とは、認証機関の要員であり、かつ、JAB MS100 7.2.4 に規定する力量をもつ評価者であるか、若しくは力量をもつ評価者を利用できる管理要員(以下、この附属書の範囲において「管理者」という)であること。

- b) JIS Q 9100 航空宇宙審査員は、本協会又は本協会と同等の機関、又は JRMC から認定又は承認された審査員認証機関又は研修提供者承認機関が承認した JIS Q 9100 航空宇宙審査員基礎研修コースを修了し、合格していること。審査員の資格登録を申請する場合、研修コースの合格証の有効期限は発効日から 5 年とする。【SJAC 9010 7.1 b、JRMC 09-011】

備考：本協会が過去に認定した審査員研修機関が発行した航空宇宙審査員研修コースの合格修了証は、5年の有効期限内に限って前b)と同等と見なされる。

A2 JIS Q 9100 航空宇宙産業経験審査員

JIS Q 9100 航空宇宙産業経験審査員は、A1 の要求事項及び A2.1 又は A2.2 の要求事項を満足していなければならない。【SJAC 9010 7.2】

- A2.1 機体製造業者、主要な供給者及び装備品供給者の製造にかかわる、企業、防衛省、国土交通省航空局、宇宙航空研究開発機構(旧宇宙開発事業団を含む)において、4 年以上、常勤として、航空宇宙産業の設計、製造、品質管理又は生産技術に直接関与する実務経験を有していること（この4年は、最近の10年以内であること）。実務経験は、次に定める品質マネジメントシステムの要素に直接関与していたか、又は知識を有していること。【SJAC 9010 7.2.1】

- a) 航空宇宙産業における品質保証の考え方
b) 経済産業省の役割、責任、法規制の概要

- c) 国土交通省航空局の役割、責任、法規制の概要
- d) 防衛関連航空宇宙の要求及び関連規則の概要
- e) 初回製品検査 (SJAC9102)
- f) 航空宇宙製品のトレーサビリティ要求
- g) 耐空性及び安全性要求
- h) 設計、開発、検証及び妥当性確認
- i) 航空宇宙下請負契約者の承認及び管理要求
- j) キー特性管理 (SJAC9103)
- k) 品質要求事項展開
- l) 異物残置防止 (FOD) プログラム要求
- m) 顧客支給品の管理
- n) 監視機器及び測定機器の校正管理
- o) 合格表示媒体(例えば、スタンプ、電子署名又はパスワード)
- p) 不適合品の管理システム要求及び運用
- q) 抜き取り検査要求と制限条件
- r) 特殊工程管理
- s) 形態管理
- t) 製造及びサービス提供の管理
- u) 航空宇宙材料／部品の状態に関する管理
- v) 治工具管理
- w) 製品認証プロセス
- x) 供給元承認プロセス

備考：航空宇宙実務経験要求事項の追加定義としては、その人の経験した主たる業務が上記に示されている全要素について、ある程度の基本的知識を必要とされ、また少なくともそのいくつかに対して責任があったことを意味する。

また、組織におけるその人の職位が、その組織において、それらの要素の利用、適用に直接関与及び責任を持たざるを得ない業務内容でなければならない。

一般的に言って、品質マネジメントシステムに直接関与しなかった者は、容認されない。【SJAC 9010 7.2.1 注】

A2.2 前A2.1に規定する実務経験が4年未満の場合は、次の条件を満足しなければならない。【SJAC 9010 7.2.1、JPMC 09-011、JPMC 10-002改訂A】

- a) 直近 15 年以内で前 A2.1 に規定する 2 年以上の実務経験を有していること。
- b) 本協会又は本協会と同等の機関、又は JPMC から認定又は承認された審査員認証機関又は研修提供者承認機関が承認した航空宇宙産業経験審査員専門研修コースを修了し、合格していること。航空宇宙産業経験審査員専門研修コースは、JPMC の追認を受けていなければならない。また、審査員の資格登録を

申請する場合、研修コースの合格証の有効期限は発効日から5年とする。

- c) 検証審査員の立会いのもと、2回の全要素をカバーした JIS Q 9100 審査に参加し、検証審査に合格すること。なお、全要素をカバーした審査とは適用除外のない審査をいう。
- d) 検証審査の実施条件

検証審査員は、前 A2.1 により資格を得た航空宇宙産業経験審査員であること。
 検証を行う検証審査員は、当該審査チームのメンバーとして審査に参加してはならない。
- e) 検証審査に基づく合否の判定

検証審査員は、審査員候補者が前 A2.1 に規定する知識を十分有していることを検証し、その結果を管理者に報告すること。
 管理者は、検証審査員の報告に基づき、合否を判定すること。
 管理者は、審査員候補者が前 A2.1 に規定する知識を有していない部分がある場合、追加の教育若しくは実務研修を行い、追加の検証審査又はその他の適切な方法で再評価を行うことができる。

A3 審査員の監視

JIS Q9100 航空宇宙審査員及び JIS Q 9100 航空宇宙産業経験審査員は、力量を維持するために3年間に4回以上の9100(JIS Q 9100 と同等規格)品質マネジメントシステムの第三者審査に参加しなければならない。

また、航空宇宙工業規格、審査方法及び ISO 規格要求の変更箇所のレビュー等について少なくとも3年ごとに15時間以上の航空宇宙産業に係る専門能力の向上に関する継続的専門能力開発 (CPD: Continuing Professional Development) のための研修等に参加しなければならない。【SJAC 9010 7.3.1】

認証機関は、審査員が上記審査及び CPD への参加することを確実にするための監視手順を設定しなければならない。この監視手順の設定において、次に示す内容を考慮しなければならない。

- a) CPD 時間は、航空宇宙産業に関連した専門の活動を通じて、知識や審査の技量を広げ、また仕事の能力を高めるような専門的な活動に参加することにより得られる。適切な専門能力開発のために、審査員は、自分の長所及び短所を考慮し、個人的に必要な専門能力向上、審査技術の向上及びスキル向上の分野を選定しなければならない。類似の研修の CPD 時間を加算するためには、それらが能力開発に繋がったことを示す必要がある。【SJAC 9010 7.3.2】
- b) 一つの活動に対して10時間を超えて CPD 時間として認めることはできない。活動には航空宇宙専門家・協会会議に出席すること、航空宇宙に関係する委員会に参加すること、航空宇宙産業会議・セミナー・研修会に参加すること、航空宇宙産業特有の資格証明書を取得することを含むが、継続的専門能力の実績として「どのような目的で、何を学んだか」が実証できること。【SJAC 9010 7.3.3】
- c) 各審査員は、本項の要求事項に基づく CPD に関する受講等の証拠と共に、時間を記録しなければならない。【SJAC 9011 7.3.4】

A4 審査員の教育、評価及び監視の記録

認証機関は、7.2 及びこの附属書 A に規定する航空宇宙審査員の教育、評価及び監視の結果を記録し、維持しなければならない。

附属書 B

IAQG-OASIS へのデータ登録のための審査結果通知項目

認証機関は、認証した組織の審査結果の情報を IAQG-OASIS へ登録するため、審査結果について以下の項目を SJAC(JAQG 事務局)へ通知しなければならない。

- ・ 認証機関名、担当者、電話、ファックス及び/又は電子メールアドレス
 - ・ 認証された組織名、住所、電話、ファックス及び/又は電子メールアドレス、担当者（審査を行った全ての場所を含む）
 - ・ 審査された組織の認証の適用範囲
 - ・ 審査の種類（初回、サーベイランスまたは再認証審査）
 - ・ 認証機関の審査チームリーダー及びチームメンバーの氏名
 - ・ 報告日付、審査の日程／期間及び審査人日（man・day）
 - ・ 認証文書に記載されたサイト毎の従業員数及び審査人日（man・day）
 - ・ OASIS データベース管理者(Supplier Admin)氏名及び(OASIS に登録する)電子メールアドレス(サイトにより管理者が異なる場合は、各サイトの管理者と電子メールアドレスを明記すること)
 - ・ 審査及び認証に適用した航空宇宙品質マネジメントシステム規格(適用した版を含む)
 - ・ 規格の対応する項目番号を含む重大／軽微不適合の数
 - ・ 審査結果（SJAC 9101 参照）
 - ・ 審査結果の要約（SJAC 9101 参照）
 - ・ 発行された認証文書の番号、発行日付及び有効期限日
 - ・ 審査報告書及び是正処置要求書
 - ・ 適用除外の項目
 - ・ 認証文書のコピー(英文必須。和文は組織の希望により任意)
 - 上記の登録情報は、英文(又は和英併記)によるテキスト形式の電子データとする。
 - 認証文書のコピーは、PDF ファイル(最大 300k バイト)とする。
 - 審査報告書および是正処置要求書のファイルは 1 ファイルの PDF File とする。当該ファイルの最大サイズは 2000K(2M)までとする。審査報告書および是正処置要求書の書式は SJAC9101 最新版書式に準じること。
- 初回審査および再認証審査時の是正処置要求書は是正処置実施完了の確認が完了し、承認されていること。サーベイランスの是正処置要求書はデータ送付時の最新状況が反映されていること。使用言語は日本語とする。（英訳不要）
- OASIS に公開できない情報等は、塗りつぶし等で伏せてもよい。

通知先

SJAC 住所 : 〒 107-0052

東京都港区赤坂 1 丁目 1-14 NOF 溜池ビル 2F

日本航空宇宙工業会 JAQG 事務局

公益財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel.03-3442-1214

Fax.03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。